

財務省、厚生労働省、
○農林水産省、経済産業省、告示第一号
環境省

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等
に関する法律（平成七年法律第百十二号）第三条
第一項の規定に基づき、容器包装廃棄物の分別収
集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関す
る基本方針（平成八年厚
環境省、農林水産省、
通商産業省、
告示第一号）の一部を次のとおり変更したので、
同条第三項の規定に基づき、公表する。
平成十三年五月二十五日

財務大臣 塩川正十郎
厚生労働大臣 坂口 力
農林水産大臣 武部 勤
経済産業大臣 平沼 起夫
環境大臣 川口 順子

四の3中、「又はペレット」というプラスチック原
料等が「を、若しくはペレット」というプラスチッ
ク原料等又はペットボトル等の原料となるポリエ
ステル原料（ビス（2-ヒドロキシエチル）テレ
フタレート、テレフタル酸ジメチル、テレフタル
酸等をいう。）が「に改め、フレーク又はペレット
というプラスチック原料等の」と及び「さらに、将
来、市町村の分別収集量が大幅に拡大した場合に、
これに見合った再商品化可能量を確保するため、
ペットボトルの原料として利用する再商品化
技術の開発とともに、その実用化に向けた検討が
必要である。」を削る。

財務省、厚生労働省、
○農林水産省、経済産業省、告示第二号
環境省
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等
に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条
第一項の規定に基づき、平成十一年農林水産省、
大蔵省、
経済産業省告示第四百十一号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）
第一条の二の規定に基づく、認定を受けた学校等の名称等の変更届出があったので、同省令第一条の
四の規定に基づき、告示する。

平成十三年五月二十五日
学校 名称 新学 科 名
近畿大学 理工学部 電気工学科
旧学 科 名 変更年月日
理工学部第一 電 平成十三年四月一日
電気工学科

経済産業大臣 平沼 起夫
平成十三年五月二十五日

厚生労働省、告示第九号（容器包装に係る分別収
集及び再商品化の促進等に関する法律第七号第一
項の規定に基づき、平成十二年以降の五年間に
ついての分別基準適合物の再商品化に関する計画
を定めた件）の一部を次のとおり変更したので、
同条第三項の規定に基づき、公表する。
平成十三年五月二十五日

財務大臣 塩川正十郎
厚生労働大臣 坂口 力
農林水産大臣 武部 勤
経済産業大臣 平沼 起夫
環境大臣 川口 順子

五の3を次のように改める。
3 再商品化の具体的方策に関する事項
ペットボトルに係る分別基準適合物は、次
により再商品化がされる。
(1) フレーク又はペレットというプラスチッ
ク原料等を得るための施設において、異物
の除去、洗浄、破碎その他の処理をし、フ
レーク又はペレットというプラスチック原
料等を得ることにより再商品化がされる。
当該プラスチック原料等は、プラスチック
製品、繊維製品等の原材料として利用され
る。

(2) ペットボトル等の原料となるポリエステ
ル原料（ビス（2-ヒドロキシエチル）テ
レフタレート、テレフタル酸ジメチル、テ
レフタル酸等をいう。以下同じ。）を得るた
めの施設において、異物の除去、洗浄、破
碎、解重合、精製、重合その他の処理をし、
ペットボトル等の原料となるポリエステル
原料を得ることにより再商品化がされる。
当該ポリエステル原料は、ペットボトルそ
他のプラスチック製品、繊維製品等の原
材料として利用される。

○経済産業省告示第四百十三号
電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十五条の三第一項の規定に基づき、平成
十三年五月七日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を承認したので、同法第四十四条第四号
の規定に基づき告示する。
平成十三年五月二十五日
経済産業大臣 平沼 起夫

型式認可番号 氏名又は名称 住所 甲種電気用品名
第61-18416号 ルーテックエレクトロニクスカンパニー 米田ケンシロウニアオク 蛍光灯用安定器
7200番地

○経済産業省告示第四百十四号
電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第十八条の規定に基づき、平成十三年五月八
日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を認可したので、同法第四十四条第一号の規定に基づ
き告示する。
平成十三年五月二十五日
経済産業大臣 平沼 起夫

型式認可番号 氏名又は名称 住所 甲種電気用品名
第61-18432号 株式会社豊澄 東京都新宿区市谷栗山町 圧入器
第61-18433号 株式会社ヌー・エス 神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎 蛍光灯用安定器
第41-27941号、 河村電器産業株式会社 愛知県瀬戸市曙町3-86 漏電しや新器
第41-27942号、 日立メカニクス株式会社 大阪府大阪市此花区島屋4-2-37 蛍光灯用安定器
第61-18436号

○経済産業省告示第四百十五号
電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十三条第一項の規定に基づき、平成十三
年五月八日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を認可したので、同法第四十四条第一号の規
定に基づき告示する。
平成十三年五月二十五日
経済産業大臣 平沼 起夫

型式認可番号 氏名又は名称 住所 甲種電気用品名
第11-5106号 株式会社千石 兵庫県加西市別所町395 袋打ちコムコード
第32-2021号 株式会社リトルビュー 神奈川県横浜市港北区新横浜 管形ヒューズ
2-6-23 金子第2ビル12
E7

○経済産業省告示第四百十六号
電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十五条の三第一項の規定に基づき、平成
十三年五月八日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を承認したので、同法第四十四条第四号
の規定に基づき告示する。
平成十三年五月二十五日
経済産業大臣 平沼 起夫

型式承認番号 氏名又は名称 住所 甲種電気用品名
第11-5105号 大東電業株式会社 台湾台北市大安區復興南路一 コムキヤクナイター
段205號六樓
第32-2020号 カインズ・ウエーブ 台湾台北市中正区復興北路 58453 コムキヤクナイター
113 その他包装ヒューズ
第41-27938号 上海行田電産有限公司 中華人民共和國上海市闵行区 コムコードネクター
第41-27939号 亨吉股份有限公司 臺灣台北市新莊市福樂路二四 17號 コムコードネクター
第12-9791号 萬泰電線電纜股份有限公司 臺灣桃園縣中壢市復興里北園 路17號 コムコードネクター
第41-27940号 東莞虎門龙眼万旭電産 中華人民共和國廣東省東莞市 虎門鎮龙眼管理区 器具用差込プラグ